

労務・安全ご担当者の皆様へ

安衛法便覧

令和6年度版

9月上旬
発売予定!

主な内容・構成

第1巻 法令篇

◆労働安全衛生法、施行令、規則をはじめ、ボイラー則、クレーン則、ゴンドラ則、有機則特化則、電離則、事務所則、粉じん則、石綿則などの法令を網羅。

第2巻 法令・指針編

◆作業環境測定法、じん肺法、労働基準法などの関連法及び政令、省令、告示
◆指針関係（構造規格、自主検査指針、特別教育規程、作業環境測定に関する基準、免許・試験規程、技能講習規程など）

第3巻 行政指導通達編

◆平成元年より最新のもののまで、約180件の主要な行政通達を登載。

労働安全衛生担当者必携の
ロングセラー法令集・最新版!



B6判／約6,400頁／19,800円(税抜価格 18,000円)
〔全3巻1セット函入り、検索支援ツールあり、セット販売のみ〕

※写真はイメージです。

充実の内容

① 必要な法令・通達・指針等を網羅!

③ 検索支援ツールですぐに探せる!

検索支援ツールでは、用語を任意に入力して検索する「**用語検索**」と、あいうえお順にリスト化された用語の読みから探し出す「**五十音順**」の2種類の検索が可能です。

② 法改正に対応した最新版!

④ 通達WEBからダウンロード可能!

第3巻に収録されている行政指導通達をはじめ、第3巻に未収録の昭和時代の行政通達(約140件)を含む昭和32年～令和3年までの主だった行政指導通達をインターネット上でご覧いただけます。

主な【改訂内容】

●ラベル・SDS対象物質に係る規定方法が大きく変更。安衛令には性質や基準を包括的に示して規制対象の外枠を規定し、ラベル・SDS対象物質は安衛則別表2に列挙されることに。また、安衛則別表第2の「裾切値」に係る規定が削除され、告示で定められることに(安衛令第18条、第18条の2及び別表第9。安衛則第30条、第34条の2及び別表第2)。●石綿含有成形品の除去に係る措置及び石綿等の切断等の作業等に係る措置について、石綿等の湿潤化、除じん性能を有する電動工具の使用その他の措置のいずれかの措置を行うことを義務付け(石綿則第6条の2第3項第2号、第13条第1項)。●個人サンプリング測定及び溶接ヒューム測定の精度を担保するため、当該測定を行う者の要件を定める等の改正(有機則第28条の3の4、鉛則第52条の3の4、特化則第36条の3の4、第38条の21第13項、粉じん則第36条の3の4、登録省令第1条の2の44の17～3)。●個人サンプリング法の対象物質として14物質が新たに追加されるとともに、7物質の分析方法に誘導結合プラズマ質量分析方法(ICP-MS)を追加。また、「有機溶剤の量に乘ずべき数値」も改正(作業環境測定基準ほか)。●危険に係る業務または作業を行う場所において、他の作業に従事する一人親方等の労働者以外の者に対しても労働者と同等の保護措置を講ずる義務(ただし、場所の管理権原に基づく立入禁止や退避等に係るものに限る)を事業者に課す(安衛則第101条第5項、ボイラー則第19条、クレーン則第26条、ゴンドラ則第18条ほか)。

主な【新規通達】

■貨物自動車の昇降設備の設置、保護帽の着用等に関する問答について(労働安全衛生規則の一部を改正する省令(令和5年厚生労働省令第33号)関係問答)[令5.8.1事務連絡] ■石綿障害予防規則の一部を改正する省令の施行について[令5.8.29基発0829第1号] ■労働安全衛生法施行令の一部を改正する省令等の施行について[令5.8.30基発0830第1号。ラベル・SDS対象物質関係] ■労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について[令5.9.29基発0929第1号。ラベル・SDS対象物質関係] ■労働安全衛生法施行令第18条第3号及び第18条の2第3号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準の適用について[令5.11.9基発1109第1号] ■じん肺法施行規則等の一部を改正する省令の公布について[令6.3.28基発0328第15号] ■有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令等の施行について[令6.4.4基発0404第2号] ■作業環境測定基準等の一部を改正する告示の適用について[令6.4.10基発0410第1号] ■労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について[令6.4.25基発0425第1号。新規化学物質の届出等の原則電子化] ■労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行等について[令6.4.30基発0430第4号。一人親方等への保護措置] 【ガイドライン関係】 ■リスクアセスメント対象物健康診断に関するガイドラインの策定等について[令5.10.17基発1017第1号] ■「手すり先行工法等に関するガイドライン」について[令5.12.26基発1226第2号] ■山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドラインの改正について[令6.3.26基発0326第1号] ■個人サンプリング法による作業環境測定及びその結果の評価に関するガイドラインの一部改正について[令6.4.10基発0410第2号]

令和6年度版

「安衛法便覧」が必要とされる理由

安全衛生活動を進める上で、必要となる法令や通達の知識。しかし、労働安全衛生法や関連する政省令・通達は数が膨大で内容も複雑多岐にわたっています。「業務に関連する情報がどこにあるか分からない」「条文中の語句をどう解釈すれば...」などの悩みは尽きません。『安衛法便覧』は、安全衛生に関する法律や政令、省令はもちろんのこと、各条文には関連する「通達」や実務上の参考として「解説」を付けており、今知りたい情報がすぐに見つかります。

改訂 25 版
労働安全衛生法実務便覧



労働調査会 編
A6 判 / 504 頁
2,200 円 (税抜価格 2,000 円)

改正点の一部抜粋

1. 令5.8.30政令第265号改正【令和7年4月1日施行。一部は令和5年8月30日】
①ラベル・SDS対象物質について、国が行うGHS分類の結果、危険性又は有害性があるものと令和3年3月31日までに区分された物(特定危険性有害性区分物質)のうち厚生労働省令で定めるものとされ、②元素及び当該元素から構成される化合物であって、包括的にラベル・SDS対象物質とすべきものとして33の物質が定められました(令第18条、第18条の2及び別表第9)。
2. 令5.9.6政令第276号改正【令和5年12月21日施行】
高圧ガス保安法等の改正に伴い、安衛令も特定機械や個別検定を受けるべき機械等の規定が改正されました(安衛令12条～第14条)
※ その他、安衛法第12章の罰則中、「懲役刑」が「拘禁刑」に改正されていますが、令5.11.10政令第318号により施行日が令和7年6月1日と定められました(安衛法115条の3、安衛法115条の4、安衛法116条、安衛法117条、安衛法118条、安衛法119条)。

改訂 24 版
労働安全衛生規則実務便覧



労働調査会 編
A6 判 / 600 頁
2,200 円 (税抜価格 2,000 円)

1. 令5.8.30省令第108号改正【令和5年8月30日施行】
現行の則別表第2記載の7物質が削除されました。この省令第2条では、令4.2.24省令第25号の一部についても改正が行われていますので、そちらも反映しています。
2. 令5.12.27省令第165号改正【令和5年12月27日施行】
安全委員会や衛生委員会等の議事録やリスクアセスメントに関する結果の内容等を労働者に周知させる方法として、新たにクラウドサービスの利用ができるようになり、また、フラッシュメモリや今後新たに開発される記録媒体も可能となりました(安衛則第23条、第34条の2の8ほか)。
3. 令6.3.18省令第45号改正【令和7年1月1日施行】
報告書等の誤記や記入漏れ等の防止、行政事務の効率化等を図るため、オンラインによる電子申請が推進されています。そこで安衛則でも、衛生管理者や産業医等の選任報告、定期健康診断・ストレスチェック等の結果報告書の提出が原則電子申請によることとなりました(安衛則第2条、第4条、第7条、第13条、第52条、第52条の21、第97条)。
※ このほか、令和4年省令第25号、同第91号、令和5年省令第22号、同第29号、同第33号による改正についても、施行日(令和6年4月1日など)を迎えたものは逐次本則としてアップデートしています。

赤と緑でお馴染みの携帯用法令集！

労働安全衛生法と労働安全衛生法施行令を全条文収録した労働安全衛生法実務便覧と、労働安全衛生規則の全条文を収録した労働安全衛生規則実務便覧。コンパクトに収録されており、手元ですぐに使える法令集として最適。

お申込日： 年 月 日 ※送料別途負担願います

書 名	安衛法便覧 令和 6 年度版	302051	19,800 円 (税抜価格 18,000 円)	冊
	労働安全衛生法実務便覧 改訂 25 版	302049	2,200 円 (税抜価格 2,000 円)	冊
	労働安全衛生規則実務便覧 改訂 24 版	302050	2,200 円 (税抜価格 2,000 円)	冊
会社名	部署名			
担当者	mail			
住 所	〒			
	TEL FAX			

公益社団法人 和歌山県労働基準協会 **お申し込み FAX:073-447-9313**
〒641-0036 和歌山市西浜 1014-27 TEL:073-446-7000